

# 一般質問通告書

NO.1

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により  
通告します。

平成 28 年 11 月 22 日  
東村山市議会 議長 様

議席番号 18 番  
質問者 熊木 敏 己

## 記

番 号	質 問 の 項 目 と 要 旨
1	男女共同参画について
(要旨)	東村山市男女共同参画条例の施行から10年。現在は平成29年度よりスタートする第3次男女共同参画基本計画策定に向け準備をされていると考える。国では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が施行され、第2次の基本計画時にはなかった視点を次の計画の中に位置づけることを男女共同参画推進審議会の答申でも述べられている。当市の取り組みについて以下伺う。
1)	これまでの当市の男女共同参画への取り組み状況を伺う。
2)	第3次男女共同参画基本計画策定に伴う市民意識調査を実施されたが、この調査の結果から、市民の意識をどのように捉えているか伺う。
3)	東村山市第2次男女共同参画基本計画の計画年度が平成28年度までとなっているが、この間の進捗状況と第3次男女共同参画基本計画の方向性を伺う。
4)	国は「女性活躍推進法」を施行し、地方公共団体、民間事業者が担う責務等を定めている。今後の基本計画にどのような位置づけをされるのか伺う。
5)	社会全体における男女共同参画の推進、とりわけワークライフバランスの推進には行政のみでなく民間企業等の協力も不可欠である。市としての取り組みを伺う。
6)	女性、特に子育て世代の方々が就労しやすい環境の整備は重要な課題と考える。本年3月には市民センターに「ふるさとハローワーク」が開所したが、女性の就労を支援するための取り組みは行って来たのか伺う。
7)	国の男女共同参画社会基本法の5つの基本理念の一つに、「男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要がある」としている。社会の動きの中で、性別ということについての考えは必ずしも必要でない状況になりつつあると考えている。市の取り組みとしても、数年前から選挙の投票入場券などの性別の記載が無くなったと思うが、現在 市で発行する各種証明の中に性別の記載があるものは何か、また、近隣市の状況がわかれば伺う。

